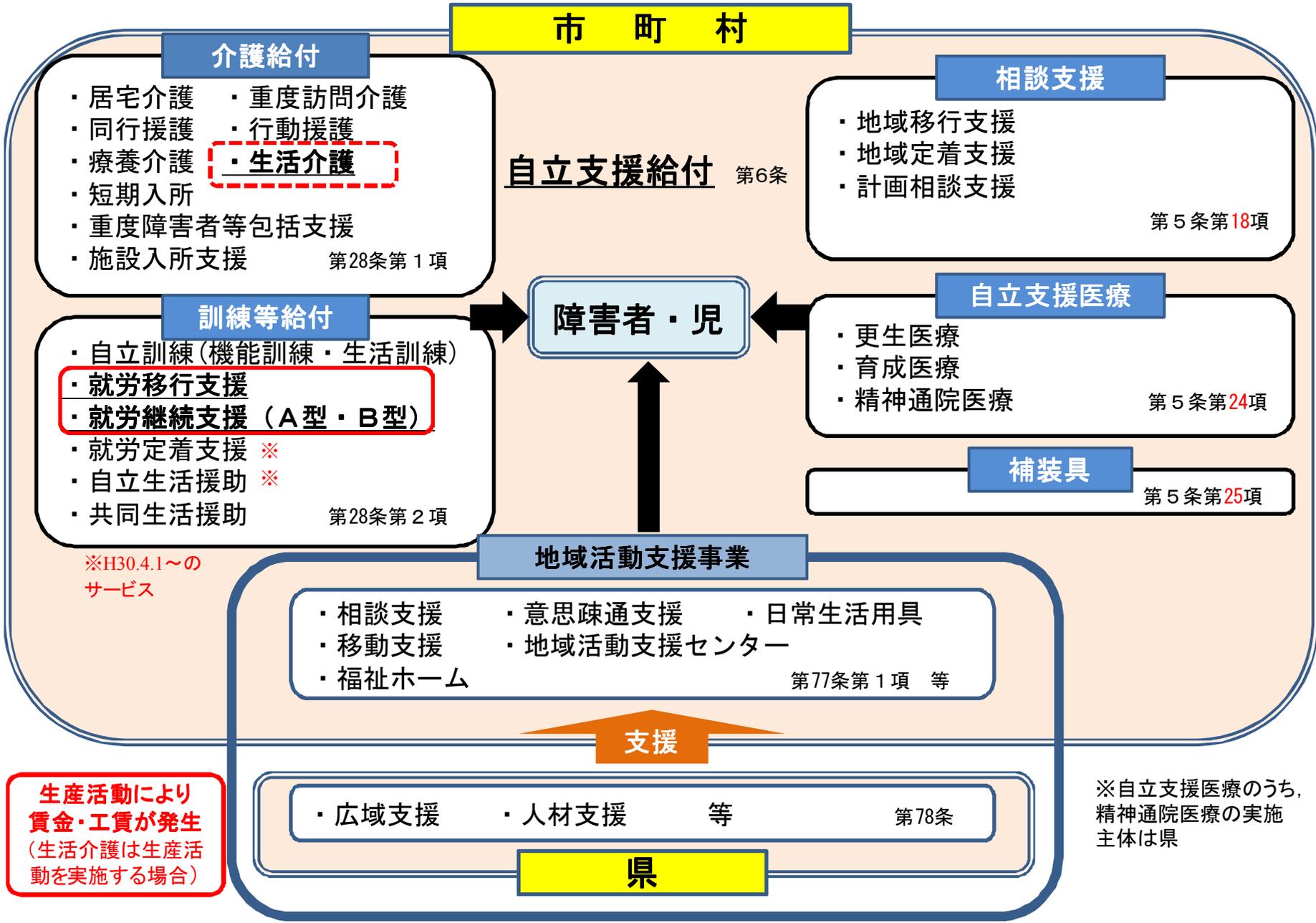


参考資料
※集团指導当日は使用しない

就労支援事業会計処理基準について (就労移行支援、就労継続支援A型・B型 等)

(平成30年10月 愛媛県・松山市 集团指導 参考資料)

障害者総合支援法の給付・事業



就労支援事業会計処理基準制定の経緯

時期	対応内容
平成18年10月	<p>○ H18.4月の障害者自立支援法の施行(全面施行は10月)に伴い、従来の授産事業及び福祉工場に代わり、新たに就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型が創設されたこと等により、新規参入が可能となったNPO法人等、法人種別に関係なく、<u>就労支援事業を実施する全ての法人</u>が適用する会計処理の取扱いを明示するため、取りまとめられた。</p> <p>→ 『<u>就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて(平成18年10月2日社援発第1002001号、平成25年3月29日社援発0329第66号最終改正)</u>』</p>
平成24年4月	<p>○ 社会福祉法人改革に伴い、新たな社会福祉法人会計基準が制定(H23.7月)され、社会福祉法人が行う全ての事業が新基準の適用対象となった。 (平成27年3月31日までの経過措置あり)</p> <p>→ 『<u>社会福祉法人の会計処理基準の一元化</u>』 「就労支援事業会計処理基準」を含め、「社会福祉法人会計基準」の他に様々な会計ルールが併存していたことから、会計処理基準が一元化された。</p>
平成25年3月	<p>○ 就労支援事業会計処理基準について、<u>社会福祉法人以外の就労支援事業を行う法人を引き続き対象とするため、社会福祉法人に関連する記載は削除しつつ、内容については、新社会福祉法人会計基準における就労支援事業の取扱いに概ね準じた取扱いに改正</u>された。</p> <p>→ 『就労支援事業会計基準の位置付け変更』 社会福祉法人以外を対象とするが、新社会福祉法人会計基準の就労支援事業の取扱いに概ね準拠</p>

就労支援事業会計処理基準の概要

指定基準

- 指定基準第41条【準用】 ※療養介護以外の全サービス

「指定事業者は、指定事業所ごとに経理を区分するとともに、指定事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。」

- 就労支援事業会計とその他の事業の会計を区分すべき

(参考)指定基準の解釈通知
生活介護・・・工賃の支払(基準第85条)
就労継続支援A型・・・賃金及び工賃(基準第192条) 等

就労継続支援A型の指定基準(平成29年4月～)

- 指定基準第192条第2項

「指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。」

- 社会福祉法人会計基準や就労支援事業会計基準に規定されていたものを新たに指定基準として規定。当該指定基準を満たさない場合には、経営改善計画書を提出し経営改善に取り組む。

- 指定基準第192条第6項

「賃金の支払に要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。」

- 自立支援給付はサービス管理責任者、職業指導員、生活支援員等の人件費等に充てるものであり、利用者の賃金に充てることはできないことを規定。

会計処理基準の策定の基本的考え方

原価管理

- 社会福祉事業の安定的かつ円滑な継続、就労支援の生産活動の拡大等といった経営管理の面から見ても、事業ごとの収益・費用の把握とその分析、それに基づく経営判断等が必要不可欠であり、そのためにも事業ごとに会計を区分する必要がある。

- 「就労支援事業会計処理基準」は、こうした要請や必要性に応えられる会計処理の基準として策定。これに則った会計処理を行うことは極めて重要で、これにより各事業における無駄なコストの削減、法人としての高コスト構造の是正、各事業の安定的な運営、事業収益の増大による賃金(工賃)の増加等が可能となる。

指定就労継続支援A型における適正な事業運営について

厚生労働省障害福祉課長通知

指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導について(平成27年9月8日障障発0908第1号)

○不適切な事業運営の例

事例	内容
①生産活動の内容が不適切と考えられる事例	就労機会の提供に当たり、 収益の上がない仕事しか提供せず、生産活動による収益だけでは最低賃金を支払うことが困難 である事例
②サービス提供の形態が不適切と考えられる事例	利用者の意向や能力等を踏まえた個別支援計画が策定されていない、長く働きたいという利用者の意向にかかわらず、全ての利用者の 労働時間を一律に短時間 としている事例
③一定期間経過後に事業所を退所させている事例	利用してから 一定期間が経過した後、利用者の意向等にかかわらず、不当に退所 させている事例

~~自立支援給付
を原資に賃金
を支払う~~

収益の低い仕事しか提供していない場合には、就労機会の提供に当たり、市場調査等の実施や地域の状況を適切に把握しているとはいえない。また、利用者に対して支払う賃金水準を高めるよう努めているとは言えない。

最低賃金を支払うことが可能な収益性の高い事業内容であるか、利用者に対して当該事業内容を踏まえた仕事が確保されているか。

「就労支援事業別事業活動明細書」において、収益と費用の比率等を確認する。
※「就労支援の事業の会計処理の基準」

就労支援事業の会計処理①

通常の事業所等(社会福祉法人以外)における会計処理

○就労支援事業に係る作成書類①

種類	内容
<p>・事業活動計算書(別紙1) (就労支援事業損益計算書、就労支援事業正味財産増減計算書等を含む。)</p>	<p>○ 適宜の勘定科目をもって会計処理を行う。</p> <p>○ 訓練等給付に係る会計(福祉事業会計)と就労支援事業会計は他の事業とは区分。</p> <p>○ 国通知文の別紙様式(別紙1及び別紙2)については、新社会福祉法人会計基準を参考とした様式となっているが、実際には、各法人制度で使用することとされている会計基準において相当する様式に記載しても構わない。</p>
<p>○複数の就労支援事業所等を運営する場合、当該事業の損益状況等を把握するため、次の書類が必要。</p>	
<p>・事業活動内訳表(別紙2)</p>	<p>※ 勘定科目における「事業外繰入金収益」「事業外固定資産移管収益」「事業外繰入金費用」及び「事業外固定資産移管費用」の「事業外」とは、就労支援事業以外の事業を指す。</p>

どんぶり勘定による
会計処理

○就労支援事業に係る作成書類②

種類	内容
(表1)就労支援事業別事業活動明細書	就労支援事業における収益と費用の比率を表すもの。表2と表3の結果が費用に反映される。
(表2)就労支援事業製造原価明細書	製造業務に係る費用(=必要経費)の明細を表すもの。
(表3)就労支援事業販管費明細書	販売業務に係る費用(=必要経費)の明細を表すもの。
(表4)就労支援事業明細書	就労支援事業の年間売上高が5,000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合は、表2と表3の作成に替えることができる。

就労支援事業の会計処理②

就労支援事業会計の構成(例:パンの製造販売)

収益(収入)	費用(支出)
<p>製品の売上金</p> <p>例：パンの売上</p>	<p>就労支援事業製造原価（表2の明細書を作成）</p> <p>例：パンの製造に必要な経費 製造利用者の賃金（工賃）、原材料費、外注費、光熱水費、各種経費、製造指導員等の給与等 ※</p>
<p>注意！ 障害福祉サービス報酬は含まれない</p>	<p>就労支援事業販管費（表3の明細書を作成）</p> <p>例：パンの販売に必要な経費 販売利用者の賃金（工賃）、交通費、消耗品等、販売指導員等の給与等 ※</p>
	<p>積立金(工賃変動積立金、設備等整備積立金)</p>

※ 指定基準で定める人員配置基準を超えて専ら就労支援事業に従事することとして雇用(契約)している職業指導員等がある場合、当該超過職員の給与等は、就労支援事業の経費としての人件費として処理する。

就労支援事業については、原則として剰余金は発生しない。
 (就労支援事業事業活動計算書における「就労支援事業活動増減差額」は生じない)
 ただし、特定の目的の支出に備えるため、理事会(役員会)の議決に基づき、就労支援事業活動増減差額から一定の金額を積立金として計上できる。

就労支援事業の会計処理③

○積立金の種類

種別	説明	各年度における積立額の限度	積立額の上限額
工賃変動積立金	毎会計年度、一定の工賃水準を利用者に保障するため、将来の一定の工賃水準を下回った場合の工賃の補填に備えるため	過去3年間の平均工賃の10%以内	過去3年間の平均工賃の50%以内
設備等整備積立金	就労支援事業に要する設備等の更新又は新たな業種への展開を行うための設備等の導入のための資金需要に対応するため	就労支援事業収入の10%以内	就労支援事業資産の取得価格の75%以内

積立金を計上する場合は、同額の積立資産を計上すること(運転資金には含まれない)。
 なお、積立金は、当該年度の利用者賃金及び利用者工賃の支払額が、前年度の利用者賃金及び利用者工賃の支払い実績額を下回らない場合に限り計上できること。

その他の目的のための支出への流用は認められない。ただし、就労支援事業に伴う自立支援給付費収入の受け取り時期が2ヶ月以上遅れる場合にのみ、一時繰替使用はできる。その場合は、自立支援給付費収入により必ず補填すること。

○作成書類について

種類	説明
(別紙3)その他の積立金明細表	積立金及びそれに対応する積立資産の増加及び減少状況を示すもの。
(別紙4)その他の積立資産明細表	

就労支援事業の会計処理④

○法人別作成会計書類（基本形）

法人の種別	準拠する会計基準 (就労支援事業を行っている場合)	作成する財務諸表等
社会福祉法人	新社会福祉法人会計基準	<ul style="list-style-type: none"> ・資金収支計算書 ・事業活動計算書 ・貸借対照表及び附属明細書 ・財産目録
NPO法人	NPO法人会計基準 (就労支援事業会計処理基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援事業事業動計算書 ・就労支援事業別事業活動明細書 ・就労支援事業製造原価明細書 ・就労支援事業販管費明細書
民間企業	企業会計原則 (就労支援事業会計処理基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援事業損益計算書 ・就労支援事業別損益明細書 ・就労支援事業製造原価明細書 ・就労支援事業販管費明細書
公益法人(公益社団法人・公益財団法人及び特例民法法人) ※一般社団法人・一般財団法人で公益法人会計基準を採用している場合	公益法人会計基準 (就労支援事業会計処理基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援事業正味財産増減計算書 ・就労支援事業別正味財産増減明細書 ・就労支援事業製造原価明細書 ・就労支援事業販管費明細書

作成資料の記載例

別紙1

※各法人が準拠する会計基準の様式で可

別紙 1

就労支援事業事業活動計算書
 (自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日

(単位：円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	就労支援事業収益			
	障害福祉サービス等事業収益			
	経常経費寄附金収益			
	その他の収益			
	サービス活動収益計(1)			
費用	人件費			
	事業費			
	事務費			
	就労支援事業費用			
	利用者負担軽減額			
	減価償却費			
	国庫補助金等特別積立金取崩額	△×××	△×××	
	徴収不能額			
	徴収不能引当金繰入			
その他の費用				

就労支援事業は、他事業と明確に会計を区分する。

別紙2は、複数の事業所を運営する場合に作成

別紙 2

就労支援事業事業活動内訳書
 自 平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日

(単位：円)

勘定科目		A事業所	B事業所	C事業所	事業所合計	内部取引消去	合計
サービス活動増減の部	収益						
	就労支援事業収益						
	障害福祉サービス等事業収益						
	経常経費寄附金収益						
	その他の収益						
	サービス活動収益計(1)						
費用	人件費						
	事業費						
	事務費						

例) 就労移行支援のみ

例) 就労継続支援A型のみ

例) 就労継続支援B型のみ

A~C事業所のそれぞれで、各明細書(表1~3)又は(表1, 表4)を作成する。

表1

(表1) 就労支援事業別事業活動明細書

自 平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日

勘定科目		合計	〇〇作業	△△作業
収益	就労支援事業収益	X		
	就労支援事業活動収益計	X		
費用	就労支援事業販売原価	A+B+C-D		
	期首製品(商品)棚卸高	A		
	<u>当期就労支援事業製造原価</u>	<u>B</u>		
	当期就労支援事業仕入高	C		
	合計	A+B+C		
	期末製品(商品)棚卸高	D		
	差引	A+B+C-D		
	<u>就労支援事業販管費</u>	<u>E</u>		
	就労支援事業活動費用計	Y(=A+B+C-D+E)		
	<u>就労支援事業活動増減差額</u>	<u>X-Y</u>		

売上金

表2の数値が入る

表3の数値が入る

-(マイナス)だと賃金(工賃)が払えない

(表2) 就労支援事業製造原価明細書

表2

多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別毎に区分することが困難な場合は、作業種別毎の区分を省略できる。(表1~4共通)

自 平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日

勘定科目	合計	〇〇作業	△△作業
I 材料費			
1. 期首材料棚卸高			
2. 当期材料仕入高			
計			
3. 期末材料棚卸高			
当期材料費			
II 労務費			
1. 利用者賃金			
2. 利用者工賃			
3. 就労支援事業指導員等給与			
4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入			
5. 就労支援事業指導員等退職給付費用			
6. 法定福利費			
当期労務費			
III 外注加工費			
(うち内部外注加工費)			
当期外注加工費			
IV 経費			
1. 福利厚生費			
2. 旅費交通費			
3. 器具什器費			
4. 消耗品費			
5. 印刷製本費			
6. 水道光熱費			
7. 燃料費			
8. 修繕費			
9. 通信運搬費			
10. 会議費			
11. 損害保険料			
12. 賃借料			
13. 図書・教育費			
14. 租税公課			
15. 減価償却費			
16. 国庫補助金等特別積立金取崩額(控除項目)			
17. 雑費			
当期経費			
当期就労支援事業製造総費用			
期首仕掛品棚卸高			
合計			
期末仕掛品棚卸高			
当期就労支援事業製造原価			

製造部門の利用者の人件費(工賃等)を計上

指定基準で定める人員配置を超えない場合は計上されない

当期就労支援事業製造原価表1に入る

表3

(表3) 就労支援事業販管費明細書

多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別毎に区分することが困難な場合は、作業種別毎の区分を省略できる。
(表1～4共通)

自 平成〇年〇月〇日		至 平成〇年〇月〇日	
勘定項目	合 計	〇〇作業	△△作業
1. 利用者賃金			
2. 利用者工賃			
3. 就労支援事業指導員等給与			
4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入			
5. 就労支援事業指導員等退職給付費用			
6. 法定福利費			
7. 福利厚生費			
8. 旅費交通費			
9. 器具什器費			
10. 消耗品費			
11. 印刷製本費			
12. 水道光熱費			
13. 燃料費			
14. 修繕費			
15. 通信運搬費			
16. 受注活動費			
17. 会議費			
18. 損害保険料			
19. 賃借料			
20. 図書・教育費			
21. 租税公課			
22. 減価償却費			
23. 国庫補助金等特別積立金取崩額 (控除項目)			
24. 徴収不能引当金繰入額			
25. 徴収不能額			
26. 雑費			
就労支援事業販管費合計			

販売部門の利用者の人件費(工賃)を計上

指定基準で定める人員配置を超えない場合は計上されない

表1に入る

(表4) 就労支援事業明細書

表4

多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別毎に区分することが困難な場合は、作業種別毎の区分を省略できる。(表1~4共通)

勘定科目	合計	〇〇作業	△△作業
I 材料費			
1. 期首材料棚卸高			
2. 当期材料仕入高			
計			
3. 期末材料棚卸高			
当期材料費			
II 労務費			
1. 利用者賃金			
2. 利用者工賃			
3. 就労支援事業指導員等給与			
4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入			
5. 就労支援事業指導員等退職給付費用			
6. 法定福利費			
当期労務費			
III 外注加工費			
(うち内部外注加工費)			
当期外注加工費			
IV 経費			
1. 福利厚生費			
2. 旅費交通費			
3. 器具什器費			
4. 消耗品費			
5. 印刷製本費			
6. 水道光熱費			
7. 燃料費			
8. 修繕費			
9. 通信運搬費			
10. 受注活動費			
11. 会議費			
12. 損害保険料			
13. 賃借料			
14. 図書・教育費			
15. 租税公課			
16. 減価償却費			
17. 国庫補助金等特別積立金取崩額 (控除項目)			
18. 徴収不能引当金繰入額			
19. 徴収不能額			
20. 雑費			
当期経費			
当期就労支援事業製造総費用			
期首仕掛品棚卸高			
合計			
期末仕掛品棚卸高			
就労支援事業費			

利用者の人件費(工賃等)を計上

指定基準で定める人員配置を超えない場合は計上されない

就労支援事業の年間売上高が5,000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合には、表2と表3に代えて、表4を作成すれば足りる。

表1に入る

多機能型事業所等における会計処理

○作成書類

各法人において作成する会計書類(事業活動計算書、事業活動内訳書等)に加えて、以下の書類を別途作成する。

種類	内容
(表5)就労支援事業別事業活動明細書(多機能型事業所等用)	就労支援事業における収益と費用の比率を表すもの。表6と表7の結果が費用に反映される。
(表6)就労支援事業製造原価明細書(多機能型事業所等用)	製造業務に係る費用(=必要経費)の明細を表すもの。
(表7)就労支援事業販管費明細書(多機能型事業所等用)	販売業務に係る費用(=必要経費)の明細を表すもの。
(表8)就労支援事業明細書(多機能型事業所等用)	各サービス区分毎に定める就労支援事業の年間売上高が5,000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合は、表6と表7の作成に替えることができる。

別紙 2

例：〇〇法人

就労支援事業事業活動内訳書
自 平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日

(単位：円)

勘定科目		A事業所	B事業所	C事業所	事業所合計	内部取引消去	合計
サービス	収益	就労支援事業収益 障害福祉サービス等事業収益 経常経費寄附金収益 その他の収益					
	サービス	人件費 事業費 事務費					

例) 就労移行支援、就労継続支援A型、J及び就労継続支援B型の多機能型事業所

例) 多機能型事業所(非就労)

例) 多機能型事業所(非就労)

A事業所について、各明細書(表5~7)又は(表5、表8)を作成する。

表5

(表5) 就労支援事業別事業活動明細書 (多機能型事業所等用)

自 平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日

勘定科目		A 事業所									
		合 計	就労移行支援			就労継続支援A型			就労継続支援B型		
			小計	〇〇 作業	△△ 作業	小計	〇〇 作業	△△ 作業	小計	〇〇 作業	△△ 作業
収益	就労支援事業収益										
	就労支援事業活動収益計										
費用	就労支援事業販売原価										
	期首製品(商品)棚卸高										
	当期就労支援事業製造原価										
	当期就労支援事業仕入高										
	合 計										
	期末製品(商品)棚卸高										
	差 引										
	販売費及び一般管理費										
	徴収不能額										
	引当金繰入										
	就労支援事業活動費用計										
	就労支援事業活動増減差額										

考え方は、表1と同じ

多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別毎に区分することが困難な場合は、作業種別毎の区分を省略できる。(表5~8共通)

表6

(表6) 就労支援事業製造原価明細書 (多機能型事業所等用)

自 平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日

多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別毎に区分することが困難な場合は、作業種別毎の区分を省略できる。(表5~8共通)

勘定科目	A 事業所									
	合計	就労移行支援			就労継続支援A型			就労継続支援B型		
		小計	〇〇 作業	△△ 作業	小計	〇〇 作業	△△ 作業	小計	〇〇 作業	△△ 作業
I 材料費										
1. 期首材料棚卸高										
2. 当期材料仕入高										
計										
3. 期末材料棚卸高										
当期材料費										
II 労務費										
1. 利用者賃金										
2. 利用者工賃										
3. 就労支援事業指導員等給与										
4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入										
5. 就労支援事業指導員等退職給付費用										
6. 法定福利費										
当期労務費										
III 外注加工費										
(うち内部外注加工費)										
当期外注加工費										
IV 経費										
1. 福利厚生費										
2. 旅費交通費										
3. 器具什器費										
4. 消耗品費										
5. 印刷製本費										
6. 水道光熱費										
7. 燃料費										
8. 修繕費										
9. 通信運搬費										
10. 会議費										
11. 損害保険料										
12. 賃借料										
13. 図書・教育費										
14. 租税公課										
15. 減価償却費										
16. 国庫補助金等特別積立金取崩額 (控除項目)										
17. 雑費										
当期経費										
当期就労支援事業製造総費用										
期首仕掛品棚卸高										
合計										
期末仕掛品棚卸高										
当期就労支援事業製造原価										

利用者の人件費(工賃等)を計上

指定基準で定める人員配置を超えない場合は計上されない

表5に入る

(表7) 就労支援事業販管費明細書 (多機能型事業所等用)

表7

自 平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日

勘定科目	A 事業所								
	合計	就労移行支援		就労継続支援A型			就労継続支援B型		
		小計	〇〇 作業	△△ 作業	小計	〇〇 作業	△△ 作業	小計	〇〇 作業
1. 利用者賃金									
2. 利用者工賃									
3. 就労支援事業指導員等給与									
4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入									
5. 就労支援事業指導員等退職給付費用									
6. 法定福利費									
7. 福利厚生費									
8. 旅費交通費									
9. 器具什器費									
10. 消耗品費									
11. 印刷製本費									
12. 水道光熱費									
13. 燃料費									
14. 修繕費									
15. 通信運搬費									
16. 受注活動費									
17. 会議費									
18. 損害保険料									
19. 賃借料									
20. 図書・教育費									
21. 租税公課									
22. 減価償却費									
23. 国庫補助金等特別積立金取崩額 (控除項目)									
24. 徴収不能引当金繰入額									
25. 徴収不能額									
26. 雑費									
就労支援事業販管費合計									

指定基準で定める人員配置を超えない場合は計上されない

利用者の人件費(工賃等)を計上

多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別毎に区分することが困難な場合は、作業種別毎の区分を省略できる。(表5~8共通)

表5に入る

表8

(表8) 就労支援事業明細書(多機能型事業所等用)

自 平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日

多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別毎に区分することが困難な場合は、作業種別毎の区分を省略できる。(表5~8共通)

勘定科目	A 事業所									
	合計	就労移行支援			就労継続支援A型			就労継続支援B型		
		小計	〇作業	△△作業	小計	〇作業	△△作業	小計	〇作業	△△作業
I 材料費										
1. 期首材料棚卸高										
2. 当期材料仕入高										
計										
3. 期末材料棚卸高										
当期材料費										
II 労務費										
1. 利用者賃金										
2. 利用者工賃										
3. 就労支援事業指導員等給与										
4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入										
5. 就労支援事業指導員等退職給付費用										
6. 法定福利費										
当期労務費										
III 外注加工費										
(うち内部外注加工費)										
当期外注加工費										
IV 経費										
1. 福利厚生費										
2. 旅費交通費										
3. 器具什器費										
4. 消耗品費										
5. 印刷製本費										
6. 水道光熱費										
7. 燃料費										
8. 修繕費										
9. 通信運搬費										
10. 受注活動費										
11. 会議費										
12. 損害保険料										
13. 賃借料										
14. 図書・教育費										
15. 租税公課										
16. 減価償却費										
17. 国庫補助金等特別積立金取崩額(控除項目)										
18. 徴収不能引当金繰入額										
19. 徴収不能額										
20. 雑費										
当期経費										
当期就労支援事業総事業費										
期首仕掛品棚卸高										
合計										
期末仕掛品棚卸高										
就労支援事業費										

利用者の人件費(工賃等)を計上

指定基準で定める人員配置を超えない場合は計上されない

各サービス区分毎に定める就労支援事業について、各就労支援事業の年間売上高が5,000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合には、表6と表7に替えて、表8を作成すれば足りる。

表5に入る